

Di s c l o s u r e  
平成 1 9 年度版

平成 2 0 年 7 月提出



## 〈 目 次 〉

【はじめに】	i ~ ii
1. 会社の概況	
会社名等	1
会社の沿革	1
会社の目的	4
事業の内容	5
営業所の状況	7
財務の概要	7
発行済株式総数	7
主要株主名	8
役員の状況	9
従業員の状況	10
2. 営業の状況	
営業方針	11
当社及び当業界を取り巻く環境	11
営業の経過及び成果	11
対処すべき課題	15
受託業務管理規則	16
外務員の登録状況	23
委託者に関する事項	23
苦情、紛争、訴訟に関する事項	24
3. 経理の状況	
貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28
個別注記表	29
監査に関する事項	34
財務比率	34

## 【はじめに】

本書は、平成 20 年 3 月期（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）における当社の会社概要、営業の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「 会 社 の 沿 革 」 ・ 当社の設立から作成日現在までの沿革を記載しています。
- 「 会 社 の 目 的 」 ・ 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「 事 業 の 内 容 」 ・ 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「 財 務 の 概 要 」 ・ 平成 20 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「 主 要 株 主 名 」 ・ 所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「 役 員 の 状 況 」 ・ 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「 従 業 員 の 状 況 」 ・ 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「 営 業 方 針 」 ・ 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「 当社及び当業界を  
取巻く環境 」 ・ 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「 営業の経過及び成果 」 ・ 当社の平成 19 年度における業績について記載しています。
- 「 対 処 す べ き 課 題 」 ・ 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「 受 託 業 務 管 理 規 則 」 ・ 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。（改正の都度、追加情報として開示いたします。）

### 3. 経理の状況

「財務比率」

$$(a) \text{ 純資産額規制比率} = \frac{\text{純資産額}^{(*)}}{\text{リスク額}^{(*)}} \times 100$$

\* 「純資産額」とは、商品先物取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則（以下「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を完了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条に規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

$$(b) \text{ 純資産額資本金比率} = \frac{\text{総資産額}^{(*)}}{\text{資本金}} \times 100$$

\* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産額の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

$$(c) \text{ 自己資本資本金比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

$$(d) \text{ 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

$$(e) \text{ 修正自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}^{(*)}} \times 100$$

\* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託金額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

$$(f) \text{ 負債比率} = \frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}^{(*)}} \times 100$$

\* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。

$$(g) \text{ 流動比率} = \frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

# 1. 会社の概況

## 会社名等

商品取引員名	ばんせい証券株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤井 史郎
所在地	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
電話番号	03 - 5541 - 7887 (代)

## 会社の沿革

当社は、明治41年に藤井新七商店として創業、京都証券取引所仲買人の免許を受け証券と米穀の仲買業務を始めました。昭和24年に金新証券株式会社を設立し、同年萬成証券株式会社と商号を改めました。

平成11年に萬成プライムキャピタル証券株式会社と商号を変更し、同年、東京工業品取引所・大阪商品取引所・中部商品取引所等の各商品取引所商品取引員（受託会員）として許可を受けました。

平成14年4月には、キングコモディティ証券株式会社と合併いたしました。

平成15年5月には商品投資販売業の許可を受け、商品ファンドの販売、運用を行なってまいりました。

平成17年3月には改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可（平成17・03・16商第1号）を受けております。

平成18年7月に商号をばんせい証券株式会社に変更いたしました。

平成19年9月に金融商品取引法施行に伴い金融商品取引業登録〔関東財務局長（金商）第148号〕をいたしました。

年 月	概 要
明治41年7月	・有価証券及び米穀の委託売買を目的として、京都証券取引所から仲買人の免許を受け、藤井新七が藤井新七商店を創業
昭和24年3月	・有価証券の委託売買を目的として、金新証券株式会社を京都に設立
4月	・資本金100万円
5月	・商号を萬成証券株式会社に変更
6月	・京都証券取引所の正会員として加入
	・資本金を150万円に増資
	・資本金を200万円に増資
昭和27年3月	・資本金を500万円に増資
昭和31年10月	・資本金を1,000万円に増資
昭和36年9月	・資本金を3,000万円に増資
昭和43年4月	・証券業の免許制実施に伴い、大蔵大臣より証券業免許取得
昭和48年12月	・大蔵大臣より外国証券取扱いの認可
昭和51年5月	・大蔵大臣より債券現先売買の認可

年 月	概 要
昭和56年10月	・資本金を4,000万円に増資
昭和57年10月	・資本金を6,000万円に増資
昭和59年10月	・資本金を1億200万円に増資
昭和60年10月	・大蔵大臣より国債先物取引の認可
昭和62年10月	・資本金を2億100万円に増資
昭和63年11月	・大久保営業所を開設
平成元年4月	・資本金を3億5,100万円に増資
平成3年3月	・大蔵大臣より引受業務の認可
平成4年5月	・大蔵大臣よりMMFの累積投資業務の代理業務の認可
平成5年11月	・大蔵大臣よりMMFと中期国債ファンドのキャッシングの兼業業務の認可
平成8年4月	・資本金を5億100万円に増資
平成10年10月	・資本金を9億7,825万円に増資
平成11年2月	・商号を萬成プライムキャピタル証券株式会社に変更
4月	・東京支店を新宿区に開設
6月	・通商産業大臣より東京工業品取引所：石油市場・貴金属市場、 大阪商品取引所：綿糸市場・ゴム市場・天然ゴム指数市場の商品取引員の許可
7月	・大阪支店を開設
11月	・農林水産大臣より中部商品取引所：畜産物市場の商品取引員の許可 ・証券業が免許制から登録制に移行
12月	・通商産業大臣より中部商品取引所：石油市場の商品取引員の許可
平成12年1月	・金沢支店、高松支店を開設
平成12年5月	・静岡支店を開設
5月	・東京支店を新宿支店に名称変更し、新たに中央区に東京支店を開設 ・盛岡支店を開設 ・宇都宮支店を開設 ・熊本人吉支店を開設
6月	・通商産業大臣より大阪商品取引所：アルミニウム市場の商品取引員の許可
7月	・本店を東京へ移転（東京支店を本店とする）、京都本店を京都支店に名称変更 ・農林水産大臣より関西商品取引所：農産物市場・農産物飼料指数市場の商品取引員の許可
12月	・通商産業大臣より東京工業品取引所：ゴム市場・アルミニウム市場の商品取引員の許可
平成13年4月	・米子支店を開設
5月	・農林水産大臣より横浜商品取引所：農産物市場の商品取引員の許可
6月	・農林水産大臣より横浜商品取引所：繭糸市場の商品取引員の許可
8月	・横浜支店を開設
平成14年3月	・大分支店を開設
4月	・キングコモディティ証券株式会社と合併(資本金15億5,825万円) 同社から、東京穀物商品取引所：農産物市場、関西商品取引所：砂糖市場及び福岡商品取引所：農産物市場の商品取引員たる地位を継承 ・京都支店を京都二条支店に名称変更 ・大久保営業所を宇治営業所に名称変更

年 月	概 要
平成14年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キングコモディティ証券株式会社の大阪本社を当社の大阪支店に統合し、以下の支店及び営業所を当社の支店及び営業所として新たに開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌・仙台・日本橋茅場町・松本・新潟・名古屋・京都四条・広島・福岡支店</li> <li>・北大路営業所</li> </ul> </li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業大臣より大阪商品取引所：ニッケル市場、農林水産大臣より関西商品取引所：水産物市場の商品取引員の許可</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪証券取引所正取引資格取得</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東財務局長より金融先物取引業の許可</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両替（通貨の売買）業務開始</li> </ul>
平成15年 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁長官・農林水産大臣・経済産業大臣より商品投資販売業の許可</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商号を入や萬成証券株式会社に変更</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品ファンド“よろず”ファンドシリーズの販売開始</li> </ul>
平成16年 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都二条支店に3店舗（京都四条支店、北大路・宇治営業所）を統合、京都支店に名称変更</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌、盛岡、松本、静岡、広島、高松、熊本人吉、大分の8支店閉鎖</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台、宇都宮、日本橋茅場町、新潟、金沢、米子、福岡の7支店閉鎖</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国シカゴに投資顧問会社（IBS Capital Management, Inc.）を設立</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国為替保証金取引業務開始</li> </ul>
平成17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京金融先物取引所「くりっく365」取扱開始</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部商品取引所の畜産物市場、鉄スクラップ市場脱退</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪商品取引所のニッケル市場脱退</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡商品取引所の受託業務廃止</li> <li>・関西商品取引所の農産物、水産物、砂糖、農産物飼料指数市場脱退</li> <li>・横浜支店閉鎖</li> </ul>
平成18年 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿支店閉鎖</li> </ul>
平成18年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・萬成パートナー投資顧問株式会社（現みやこインベストメント株式会社）設立</li> </ul>
平成18年 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ばんせい証券株式会社に商号変更</li> </ul>
平成18年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌支店を開設</li> </ul>
平成19年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問業登録〔関東財務局長 第1687号〕</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌証券取引所一般正会員加入</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引業登録〔関東財務局長(金商)第148号〕</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京穀物商品取引所脱退</li> </ul>

## 会 社 の 目 的

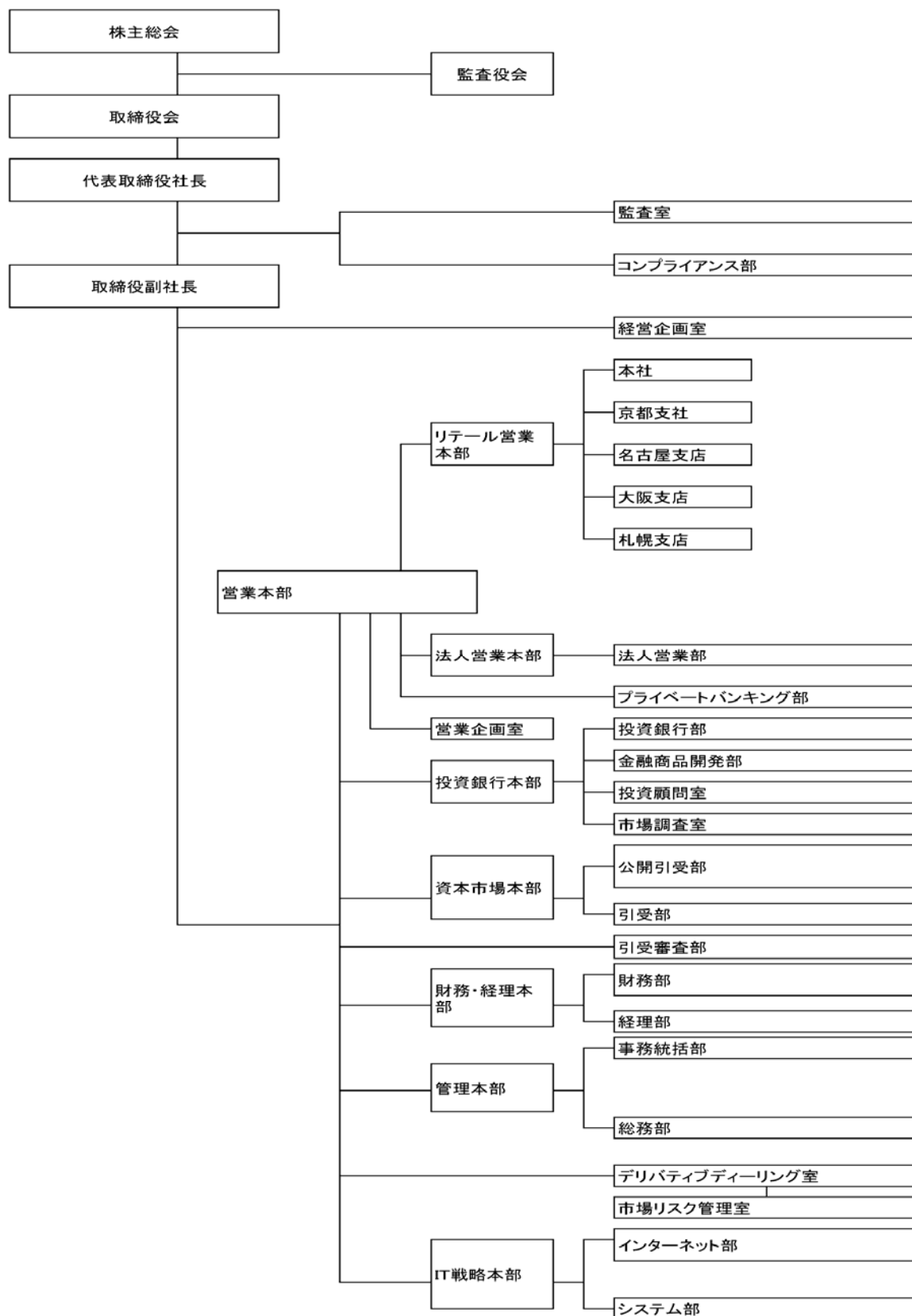
当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
2. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
4. 有価証券の引受け及び売出
5. 有価証券の募集又は売出の取扱
6. 有価証券の私募の取扱
7. 累積投資業務に係る代理業務
8. 証券仲介業務
9. その他証券業に関連する代理業務
10. 商品取引所法の適用を受ける上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
11. 前号に規定する商品の原材料、製品及び加工品の売買、売買の媒介、取次、代理及び輸出入業務
12. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業
13. 海外の商品取引所における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次、代理及び受託業務
14. 金融先物取引法の適用を受ける金融先物取引の売買、取次、代理及び受託業務
15. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
16. 譲渡性預金の販売の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
17. 金銭債権の売買、及びその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
18. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
19. 外国為替及び外国貿易法における外国為替取引等に係る通貨及び金融商品の売買ならびに売買取引の受託、取次業務
20. インターネットを利用した前各号の業務
21. 投資顧問業および投資一任契約に係る業務
22. 投資信託業および投資法人資産運用業
23. 金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売り渡し担保その他の方法により金銭の交付又は金銭の授受の媒介を含む)にかかる業務
24. 自己の所有する不動産の賃貸
25. 前各号に附帯する業務

注) 上記のうち、\_\_\_\_\_線部分の事業は現在行っておりません。

事業の内容（平成20年3月31日現在、追加情報参照をご参照ください）

（１）経営組織図は次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、金融商品取引法に基づく各種有価証券の売買並びに先物取引（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引等）の業務と商品取引所法に基づき設置する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき売買執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

- イ. 第一種金融商品取引業
- 第二種金融商品取引業
- 証券業付随業務

[登録番号：関東財務局長（金商）第148号（平成19年9月30日）]

ロ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

[許可番号：農林水産省指令16総合第1870号平成17・03・16 商 第1号]

市場名 取引所	貴 金 属	ゴ ム	石 油	アル ミ ニ ウ ム	上場商品名
東京工業品取引所					金、銀、白金、パラジウム
					ゴム燻煙シート(RSS)
					アルミニウム
					ガソリン、灯油、原油、軽油
中部大阪商品取引所					ガソリン、灯油、軽油

注) : 受託業務

(注) 1. 東京穀物商品取引所は平成19年11月30日に脱退いたしました。

(b) 従たる業務

- イ. 商品市場における石油の現物取扱  
商品市場における石油取扱い並びに決済された石油の現物受渡業務を行っております。

ロ. 商品投資販売業務

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項各号に掲げる法人として商品投資販売業を営む許可を金融庁、農林水産省、経済産業省より受けております。

[許可番号：金農経(1)第120号]

## 営業所の状況

平成20年3月31日現在

名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー	03-5541-7887
京都支社	京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町538番地	075-222-1001
大阪支店	大阪市中央区南船場一丁目18番17号 商工中金船場ビル	06-4705-6701
名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル	052-564-0051
札幌支店	札幌市中央区北一条西二丁目1番地 札幌時計台ビル	011-221-1375

(注) 名古屋支店は、平成19年5月1日に移転いたしました。

## 財務の概要

決算年月 平成20年3月期

(a) 資本金	1,558,250千円
(b) 純資産額 1	7,439,600千円
(c) 総資産額	18,131,229千円
(d) 営業収益	2,741,682千円
(うち受取委託手数料)	(2,222,766千円)
(e) 経常損失	495,775千円
(f) 当期純損失	2,520,220千円

\* 1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

## 発行済株式総数

24,926,500株 (平成20年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

## 主要株主名

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合
全国保証株式会社	東京都千代田区大手町2-1-1	千株 6,514	% 26.1
ばんせいホールディング投資事業組合	東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツイン ワ-本館10階	4,500	18.0
有限会社西村興産	東京都渋谷区大山町22-16	1,900	7.6
ジャフコ・ジー九(ビー)号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	965	3.8
ジャフコ・ジー九(エー)号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	845	3.3
西村 今朝男		530	2.1
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区京橋1-3-1	400	1.6
古川 修己		320	1.2
三原 博之		320	1.2
丸山 喜代三		320	1.2
計		16,614	66.1

個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

## 役員 の 状 況

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役社長	藤井史郎 昭和17年1月9日	300 千株
取締役副社長	村上豊彦 昭和31年11月18日	289
取締役	多田豊 昭和31年11月1日	90
取締役	西山靖 昭和39年9月2日	
取締役 (非常勤)	石川英治 昭和39年9月20日	
取締役 (非常勤)	萬尾重美 昭和40年7月25日	
常勤監査役	小河泰雄 昭和19年2月7日	50
監査役 (非常勤)	松田勉 昭和30年10月1日	
監査役 (非常勤)	御園博之 昭和39年12月6日	

- (注) 1. 取締役石川英治および萬尾重美の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松田勉および御園博之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役小河泰雄氏は、8年間大手銀行の主計業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役石川英治氏は、平成20年3月31日をもって辞任いたしました。
5. 上記以外で、取締役海生裕明氏は、平成19年9月30日をもって、監査役生島満氏は平成19年6月25日の定時株主総会をもって辞任いたしました。
6. 所有株式の千株未満は切捨てて表示しております。

従 業 員 の 状 況 （平成20年3月31日現在）

	総 計	男 女 別		営業部門に属する職員	営業部門に属さない職員
		男	女		
職 員 数（人）	174人	138人	36人	94人	80人
平 均 年 齢（歳）	39歳	41歳	32歳	40歳	36歳
平均勤続年数（年）	8年6ヶ月	9年7ヶ月	4年9ヶ月	10年1ヶ月	6年10ヶ月
登録外務員数（人）	81人	77人	4人	55人	26人

- （注）1．平均年齢及び平均勤続年数は、月未満を切り捨てて表示しております。  
 2．登録外務員数は、商品市場への登録数を記載しております。

## 2. 営業の状況

### 営業方針

当社は、次の5項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適切な勧誘を行ないます。

1. お客様の知識や経験及び財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めいたします。
2. お客様ご自身の判断と責任でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めます。
3. 法令、諸規則を遵守することはもちろん、断定的判断を申し上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘はいたしません。
4. お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などで勧誘を行なうことは致しません。
5. 本勧誘方針に沿った適正な勧誘を行なうために、研修体制の充実や社内ルールの整備、内部管理体制の強化に努めます。

### 当社及び当業界を取り巻く環境

当期におけるわが国経済は、円安やBRICs諸国の経済成長を背景とした輸出関連企業を中心に企業業績は堅調に推移し、景気は緩やかな拡大を続けました。日経平均株価も期初から6月下旬までは緩やかな上昇を続け、高値18,297円を付けました。しかし、8月以降、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際的な金融不安や、原油価格・素材価格などの上昇により、日経平均株価は下降トレンドに入りました。今年に入ってもサブプライムローン問題により世界の大手金融機関が大きな損失を計上し続けた影響で、安値11,691円まで下げ、3月末の日経平均株価は12,525円まで戻して取引を終了いたしました。

### 営業の経過及び成果

お客様の幅広いニーズに応えるべく営業員の資質向上に力を入れました。また、市況に左右されない営業方針を打ち立て、投資信託の販売、独自の金融商品の開発や提供の中で、外貨建債券や船舶投資ファンドの私募を取扱うなど募集物に注力し、新しい営業基盤の構築に努めました。

また、外国為替証拠金取引事業においては独自のサービスをスタートし、資本市場事業では、国内のみならず海外の市場への上場支援業務を開始するなど、顧客層拡大に努めました。

しかしながら、商品取引業務の大幅な縮小により、営業収益は、前期比10.2%減の2,741,682千円となり、また、昨年引き続き経費削減策を遂行し、大幅な改善をいたしましたが、過渡期の影響により、経常損益は、495,775千円の損失を計上することとなりました。

当期純損益は、貸倒引当金の設定を余儀なくされたこと、また、株式相場下落に伴う投資有価証券の評価損および繰延税金資産の取崩しを計上したこと等により、2,520,220千円の損失を計上する結果となりました。

## 〔商品事業〕

当期の商品先物市場は、昨年後半より株式相場とドル相場が下落する中、海外ではインフレヘッジとしての買い物が集まり貴金属、エネルギー、穀物ともに騰勢を強める相場展開となりました。しかし、国内では、法改正などによる規制強化の影響や他の金融商品の動向による投資マネーの流出の影響などを受けて出来高が伸びず、また、商品取引員の脱退が相次ぐなど、業界全体が低迷を余儀なくされました。

このような環境の中、当社は、現在当事業の縮小を行っており、営業収益は前期比68.2%減の322,040千円となりました。

### (a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別	第 60 期	
		〔 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日 〕	
商品先物取引			
農産物市場			34,636
貴金属市場			65,800
アルミニウム市場			2,303
ゴム市場			28,084
石油市場			197,181
その他			64
合 計			328,070

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

### (b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第 60 期	
		〔 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日 〕	
商品先物取引			
農産物市場			541
貴金属市場			36
ゴム市場			23
石油市場			326
小 計			924
商品売買損益			5,106
合 計			6,030

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別	第60期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		委託	自己	合計
商品先物取引				
農産物市場		79,694	392	80,086
貴金属市場		72,020	52	72,072
アルミニウム市場		665		665
ゴム市場		68,890	6	68,896
石油市場		184,746	359	185,105
合計		406,015	809	406,824

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

## [ 証券事業 ]

当期の株式市場は期初からのジリ高が6月下旬まで続きましたが、世界的にサブプライムローン問題が大きな暗雲となり、日本株市場もその影響により夏以降は下落が続きました。しかし、このような状況の中で、当社は、営業員がそれぞれのお客様に対して幅広いコンサルティング営業を行えるよう社員研修に力を入れ、日本テクニカルアナリスト協会の検定テクニカルアナリスト12名で国内トップの合格者数を出すなど、営業員の資質向上に努めました。また、株式市場が低迷した下半期は、株式営業から投信および債券営業に軸足を置いて、預り資産の増大を図るべく外貨建債券販売に注力いたしました。また、新たな取扱商品として船舶投資ファンドのメザニン債の私募の取扱いを行いました。その結果、営業収益は前期比19.1%増の2,188,513千円を計上することができました。

なお、9月末には金融商品取引法が施行され、新たな法規制の下、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図りました。

[ 営業収益の内訳 ]

(単位：千円)

内訳	期別	第60期
		〔 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日 〕
委託手数料		
株式		667,674
債券		879
その他		66,200
小計		734,755
募集・売出しの取扱手数料		
株式		399
債券		369,388
その他		81,653
小計		451,442
その他の受取手数料		509,099
受取手数料計		1,695,297
トレーディング損益		353,562
金融収益		139,654
営業収益計		2,188,513

## [ その他事業 ]

その他の事業のうち、外国為替証拠金取引においては、様々な広告等に取り組み、また、1月より店頭外国為替証拠金取引事業『FX-FACTORY』を開始し、口座数および預り資産の増大に努めました。その結果、その他の事業における営業収益は前期比14.0%増の231,128千円を計上することができました。

[ 営業収益の内訳 ]

(単位：千円)

内訳	期別	第 60 期 〔 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日 〕
	その他事業受取手数料	
商品ファンド関連手数料		53,026
外国為替証拠金取引		143,265
その他		34,834
その他事業受取手数料計		231,128

## 対処すべき課題

現在市場経済化が加速する中、わが国の金融・資本市場においては、「貯蓄から投資へ」のスローガンのもと、市場の担い手としての証券会社の役割と責任は、これまで以上に大きくなりました。昨年9月の金融商品取引法の施行により、コンプライアンス・内部統制面でも一段と厳正な対応が求められる状況にあります。

このような環境の中で、当社は今期“創業100周年”を迎え、名実共に証券営業を中心とした証券会社として生まれ変わります。特に、他社との差別化を徹底すべく、独自のネットワークを駆使し、営業収益の多様化を図り、市況に左右されない安定収益基盤の構築を目指します。その一方で、社員ひとりひとりのコンプライアンス意識を高めるべく、指導・教育を徹底し、また、内部統制への取り組みについては、プロジェクトチームを中心に体制の整備を徹底して参ります。さらには、キャッシュフロー重視の経営のもと、財務体質を強化しながら、黒字体質の定着化を図り、“創業100周年”を迎える今期を当社の新たな「証券元年」として企業価値向上に努めてまいります。

## ⑤ 受託業務管理規則

### 受託業務管理規則

#### (目的)

第1条 この規則は商品取引所法・商品取引所法施行令・商品取引所法施行規則（以下「法令」という。）及び受託契約準則・取引所諸規則並びに日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）の定める「受託等業務に関する規則」を遵守するとともに、委託者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行し委託者の保護育成並びに委託者の自己責任原則の徹底を図り、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

#### (取引の種類)

第2条 当社は委託者保護の精神を尊重し、商品先物市場に参入するに相応しい健全な委託者層の拡大及び育成を図るため、委託者の希望に応じて、「通常の商品先物取引」（以下「一般取引」という。）の他、次項に定める「よろずパッケージ商品取引」のどちらか一方に限定して受託する。

2 「よろずパッケージ商品取引」は次の3種類の組合せ裁定取引及び2種類のインデックス取引に限定し、どの種類を選択するかは委託者の指示によるものとする。

- (1) カレンダー・スプレッド＝同一銘柄、限月間の価格差を利用
- (2) 市場間・スプレッド＝同一銘柄、同一限月、異市場間の価格差を利用
- (3) バタフライ・スプレッド＝同一銘柄、期先3限月間の価格差を利用
- (4) インデックス運用＝同族銘柄、同一期先限月、同一方向の変動幅を利用
- (5) ストラドル・インデックス運用＝同族銘柄・同一限月の売買（価格差）を利用

#### (取引の対象者)

第3条 「一般取引」及び「よろずパッケージ商品取引」の対象者について

1 「一般取引」の対象者について

- (1) 取引開始時に一般取引を希望する場合
  - ① 30歳以上75歳未満の顧客とする。
  - ② 商品先物取引の仕組み・リスク等について理解しており、流動資産を1,000万円以上保有していること。または、商品先物取引の経験が直近3年以内に延べ90日間以上あること。
- (2) 平成16年6月22日以前から、当社で「一般取引」を行っている委託者
- (3) 石油法人課が担当する委託者

2 「よろずパッケージ商品取引」の対象者について

- (1) よろずパッケージ商品取引を希望する顧客
- (2) 取引開始時に前項第1号の条件を満たさない顧客

3 「よろずパッケージ商品取引」から「一般取引」への移行について

一般取引への移行は、よろずパッケージ商品取引が第13条第1項に定める習熟期間を終了し、かつ、管理担当班が一般取引について理解度の確認を行い、その結果、十分理解を有していると認めた場合に限り許可するものとする。

#### (商品先物取引における適合性の原則)

第4条 当社は委託者の適合性を審査するにあたり、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に関する「お客様アンケート・確認書」等により情報の提供を求め、顧客の属性に照らして審査し、次の(1)に該当する者に対してはその事実が判明次第、商品先物取引の委託の勧誘を直ちに中止並びに受託を行わないこととする。但し、(2)に該当する者のうち、次項に定める例外要件を満たす者にあつてはこの限りではない。

(1) 常に、不適当と認められる者

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- ④ 長期自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
- ⑤ 破産者で復権を得ない者
- ⑥ 商品先物取引をするために借入する者

⑦元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

(2)原則として不相当と認められる者

①年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計(収入全体の過半を占る)をたてている者

②一定の収入(年間500万円)を有しない者

③金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者及び企業の経理・財務担当者の金銭等を取り扱っている委託者

④65歳以上75歳未満の者

⑤75歳以上の高齢者

⑥投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引をしようとする者

2 前項(2)に該当する者については、顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不適格者であることを理解しているとともに、以下の例外要件を自らが満たすことについて確認する旨の書面による申告があり、かつ、総括責任者が許可した場合に限り、受託することができるものとする。

(1)前項(2)①～④に該当する者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有することが確認できること。また、取引継続中に65歳になった委託者についても同様とする。但し、契約時において既に上記事項の確認を行っている場合は、この限りではない。

(2)前項(2)⑤に該当する者については、直近3年以内に延べ90日間以上の商品先物取引を行うにふさわしい十分な投資経験を有し、かつ、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが確認できること。

なお、取引継続中に75歳になった委託者については、適宜モニター等で状況把握を行い、アンケートまたは口頭で理解度確認等を実施する。

(3)前項(2)⑥に該当する者については、委託者が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有することが確認できること。なお、総括責任者は預託証拠金及び投資可能資金額の超過に係わる申請書に審査の適否と判断根拠を記載するものとする。

3 65歳以上で無職かつ商品先物取引の経験のない者については、原則として投資可能資金額の増額変更を認めない。但し、委託者から要請があった場合には、前項(3)に定める要件を満たした上で、余裕資金の証として預金通帳のコピー又は証明書等の提出が為された場合に限りこれを認めるものとする。

4 第1項各号に該当しない者であっても、総括責任者又は統括責任者が、商品先物取引を行う適合性に欠けると認定した者に対しては、委託の勧誘並びに受託を行わないこととする。また、取引期間中において、総括責任者又は統括責任者が新たに適合性に欠けると認定した場合は、当該委託者に対し、速やかに取引の終了を求め、以後勧誘及び建玉の受託を行わないこととする。

(迷惑勧誘行為)

第5条 当社は適切な勧誘を行うため下記の行為を禁止し、周知徹底を図る。但し、事前に顧客の指示、承諾等がある場合はこの限りでない。なお、当該指示については見込み客カードに記載するものとする。

(1)迷惑な時間帯(午後8時～翌午前8時)での勧誘

(2)顧客の意思確認をせず長時間に亘る勧誘

(3)顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘

(4)顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(勧誘の告知・確認の義務)

第6条 登録外務員は勧誘に先立って顧客に対し、当社の商号・登録外務員の氏名・商品市場における取引等の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認した上で、勧誘行為を行うものとする。また、登録外務員は告知及び勧誘を受ける意思の確認を行った旨を見込み客カードに記載するものとする。なお、勧誘の告知確認のため、「お客様アンケート」内に、顧客の自書による、告知の日時及び、告知者の氏名の記入を求めることとする。

2 当社は前項の記録を、取引終了後3年間保存する。なお、取引に至らなかった顧客の記録の保存はこの限りではない。

(再勧誘の禁止)

第7条 当社は勧誘の際、委託を行わない旨の意思を表示した顧客の勧誘を禁止するとともに、勧誘拒否者に関する情報をコンプライアンス部に集約するものとする。また、同部署は営業部門に対し文書又は口頭にて再勧誘禁止を徹底させる。

(契約の際の説明義務 ①)

第8条 当社は契約締結に際して、「受託契約準則」・「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面をあらかじめ交付し、書面の記述や図画の該当箇所を示しながら商品先物取引の仕組み、ルール及びリスク等について説明するなど、顧客が容易に理解できるよう留意して説明を行うものとする。とりわけ、法第218条第1項で定められた次の事項については十分に説明を行い、理解度を「事前説明の確認書」「お客様アンケート・確認書」等の書面で確認する。

- (1) 商品先物取引とは顧客が預託した取引証拠金の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずる、ハイリスク・ハイリターン取引であること。
- (2) 預託した取引証拠金等が、相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。

2 登録外務員は、前項の説明及び理解の確認を行った後、総括責任者又は統括責任者に、「事前説明の確認書」「お客様アンケート・確認書」及び、見込み客カードを提出し、勧誘継続の適否の審査を受けるものとする。但し、原則として不適当と認められる者に対しては、顧客自書による「参入申出書及び余裕資金確認書」を徴収の上、総括責任者が勧誘継続の適否を判断するものとする。

(契約の際の説明義務 ②)

第9条 勧誘継続者に対しては、商品取引所法施行規則第104条事項についても説明を行い、メリット・デメリット及び、リスクについて十分説明し、顧客の理解度について、一般取引においては「口座設定申込書」により、よろずパッケージ商品においては「口座設定申込書」及び「よろずパッケージ七福神、並びに続・よろずパッケージ七福神取引確認書」によりそれぞれ書面にて確認することとする。

- 2 建玉及び取引の制限として、当社は先物取引市場における取引の公正を確保するため、委託者の建玉について委託者に対し、取引所の市場管理規則に定める建玉制限制度の周知を行いその遵守について委託者の理解を求めることとする。
- 3 登録外務員は、第1項で徴収した書類及び見込み客カードを総括責任者又は統括責任者に提出し契約締結の為の最終審査を受けるものとする。但し、原則として不適当と認められる者についての審査は総括責任者が最終判断を行うものとする。総括責任者又は統括責任者は、審査の適否並びに判断根拠を適合性審査書に記載するものとする。
- 4 総括責任者の最終判断を受けた後でなければ約諾書の差入れ、証拠金の受入れ及び取引の受注を行わないものとする。

(投資可能資金額の説明)

第10条 委託者は投資可能資金額(損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいう)を設定し取引を開始することから、投資可能資金額については、委託者の申告に先立ってその趣旨を分かり易く説明し、理解させたい旨で申告を受けるものとする。

2 取引中の投資可能資金額については、当該委託者の差引損益金通算額がマイナスの場合の損金額及び値洗損益金通算額がマイナスの場合の損金額を、届け出た投資可能資金額から控除した額を当該委託者の投資可能資金額とする。

(書類保存期間)

第11条 「事前説明の確認書」、「お客様アンケート・確認書」並びに「口座設定申込書」、「よろずパッケージ七福神、並びに続・よろずパッケージ七福神取引確認書」は、当該委託者の取引終了後3年間保存する。

(顧客カードの作成・整備)

第12条 当社は、適切な委託者管理を行うため、約諾書の差入れを受けた委託者について、本店及び従たる支店ごとに顧客カード(従たる支店においてはその写し)を作成し備え付けるものとする。尚、新たに知り得た

委託者の情報の変更に関しては、その都度、本店備え付けの顧客カードに記載し更新するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び年収の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
- (5) 投資可能資金額
- (6) 受託契約を締結する目的
- (7) その他必要と認める事項

(委託者の保護育成措置)

第13条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大及び育成を図るため、全ての委託者について取引開始より3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

## 2 一般取引

- (1) 個人委託者及び非上場法人は、習熟期間中の預託証拠金（実質入金額）を「投資可能資金額」の1/3とする。
- (2) 委託者から前号の定める取引制限を超える取引を行いたい旨の要請があった場合には、当該委託者からの商品先物取引の未経験者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が審査の上で許可した場合に限り、受託できるものとする。

## 3 よろずパッケージ商品取引

- (1) 習熟期間中の預託証拠金（実質入金額）は、原則として投資可能資金額の1/2以内とする。また、取引証拠金においては預託証拠金の2/3以内を原則とする。  
但し、相場変動等により取引証拠金（当社規定）の変更又は充用有価証券の評価減が生じた場合及び、委託者からの余剰金返還請求があった場合はこの限りではない。
- (2) 委託者から前号の定める取引制限を超える取引を行いたい旨の要請があった場合は、当該委託者からの商品先物取引の未経験者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び、例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が審査の上で許可した場合に限り、受託できるものとする。
- (3) 取引証拠金については、習熟期間終了後も預託証拠金の2/3以内を原則とする。

## 4 受託契約準則第11条第2項に基づく取引証拠金預託の特例は許可しないこととする。

但し、石油法人課が取り扱う委託者に関しては次項の定めによるものとする。

## 5 石油法人課が取り扱う委託者については、次の各号のいずれかの要件を満たした場合には取引本証拠金の預託の特例を許可することとする。

- (1) 取引本証拠金預託の特例の申出書が差し入れられ、当社に於いて取引期間が3ヶ月を経過し、かつ委託者の資金力や理解度等、商品先物取引について十分な認識を有する者で、総括責任者が認定した委託者。
- (2) 取引本証拠金の特例の申出書が差し入れられ、同業他社での商品先物取引経験を有し直近3年以内に延べ90日以上を目安とする取引の証明が出来る書面等の差入れのあった者で、総括責任者が認定した委託者。

(受託業務における禁止行為)

第14条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、法令諸規則及び受託契約準則・日商協が定める「受託等業務に関する規則」第5条にある禁止事項に抵触してはならない。

(取引指示時における取引意思の確認)

第15条 担当外務員は、委託者の取引注文時における取引意思を確認し、その意思を執行した旨、業務日誌等に明確に記録するものとする。

(取引内容精査及び不正資金流入防止)

第16条 統括責任者及び管理担当班責任者並びに管理担当班員は、委託者保護及び受託業務の適正な運営を確保するため、委託者の取引内容を常時把握するとともに、これを精査し、適切な委託者管理を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問等により取引状況、資金力等の確認を行い、必要と認められた場合は取引に係わる確認書等の提出を求めるものとする。提出なくその旨の理由が妥当でないと判断される時は、当該委託者に対し速やかに取引の縮小・制限及び決済を求め新たな受託及び預託は行わないものとする。

2 金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者及び、企業の経理・財務担当者等の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については不正資金流入防止措置を講じ別に定めるものとする。

(ディーリング室の設置)

第17条 当社は、委託者の注文に係わる取引と自己の計算による取引とを峻別するため、自己ディーリングを行う場合は、ディーリング室を設置し、委託者取引部門については事務統括部、自己取引部門についてはディーリング室が取り扱い各責任者を置くものとする。

(広告・宣伝に係わる管理措置)

第18条 当社は広告に係わる社内管理責任者を定め、受託業務に係わる広告・宣伝を行う場合には、日商協の定める「会員の広告等に関する規則」を遵守するものとする。

2 「広告に係わる社内管理責任者」は、管理職以上とし、総括責任者が指名するものとする。

3 広告・宣伝の実施にあたっては、「広告に係わる社内管理責任者」が社内審査を行い、総括責任者に報告するものとする。

(管理担当班の設置)

第19条 当社は、受託業務に係わる責任の所在の明確化を図るため、総括責任者、統括責任者を置き、かつ、管理担当班を設置し責任者を置くものとする。

2 受託業務に係わる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、総括責任者及び統括責任者を置くものとする。

但し、総括責任者が行うべき職務について、出張等のやむを得ない事由により総括責任者の決済を受けることができない場合には、統括責任者に職務を代行させることができる。なお、この場にあつては事後に統括責任者がその内容を再度確認し、改めて決裁を行うものとする。

3 総括責任者、統括責任者及び管理担当班責任者は次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役(執行役員以上の職責者を含む。)以上とし、取締役会にて選任する。なお、統括責任者はコンプライアンス部管理職以上とし、総括責任者が指名するものとする。

(2) 管理担当責任者及び管理担当班は、コンプライアンス部及び管理課所属社員とする。

(管理担当班の職務)

第20条 管理担当責任者及び管理担当班員の職務は次のとおりとする。

(1) 「見込み客カード」、「事前告知・説明確認書」、「お客様アンケート・確認書」及び「口座設定申込書」等の徴収書類の取り纏め並びに受託の適否の最終決裁者である統括責任者又は総括責任者への提出

(2) 顧客管理に係わる書類整備

(3) 委託者の取引内容精査、連絡、訪問等による取引状況の確認及び情報収集並びに不適切と判断される取引の制限及び措置

(4) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

(5) マネーロンダリングの防止に係わる本人確認の周知徹底

(6) 不正資金流入防止措置に係わる対応

(7) 外務員に対する関係法令、諸規則及び総括責任者指示事項等の遵守に係わる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置及び営業部門に対する再発防止措置の指導

(8) 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対する適切な対応、及び早期の疑義の解明、払戻措置並びに営業部門に対する調査及び再発防止措置の指導

(9) 過去に恣意的に紛争等を惹起した委託者の参入予防措置

(10) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置

(11)管理措置の遂行、遵守状況の総括責任者への報告

(12)その他委託者管理に必要と認められる事項

2 総括責任者及び統括責任者の職務は次のとおりとする。

(1)勧誘継続の適否に係る審査及び受託契約締結に係る最終的な決裁を行う。

(2)法令諸規則等の遵守状況を常に把握し、管理担当責任者及び管理担当班に対する指示・指導を行う。

(3)前項各号で規定した事項について、敏速適切な措置を管理担当責任者及び管理担当班に指示する。

(4)受託業務全般に関して、必要に応じて登録外務員に対する指導・教育を行う。

(5)職務管理措置の遂行状況及び法令諸規則等の遵守状況について、取締役会に報告する。

(6)その他受託業務全般について必要な措置を行う。

(個人情報保護に係る措置)

第21条 当社の受託に係わる個人情報保護については、執行役員以上の者を個人情報保護管理者として選任し

(取締役会で決定)、社員教育・データ審査・情報管理・環境整備等を行うものとする。また、当該顧客からの個人情報に関する問い合わせ及び対応は「個人情報問い合わせ窓口」が行い、状況により総括責任者に報告するものとする。

(取引本証拠金の額等に係る措置)

第22条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(違反者に対する懲戒)

第23条 第14条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、当社の定める懲罰規定によりこれを懲戒する。

(勧誘方針の策定)

第24条 当社は、勧誘に関する方針を定め、当社ホームページ (<http://www.bansei-sec.co.jp>) にて公表するものとする。

(入金)

第25条 当社は、顧客との入出金については、振込のみの方法によるものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第26条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(制定・改廃)

第27条 本規則の制定及び改廃は取締役会にて決定する。

(附 則)

1. 本規則は、平成11年3月1日より実施する。

2. 平成12年3月5日改正

3. 平成13年2月1日改正

4. 平成13年12月1日改正

5. 平成14年4月1日改正

6. 平成14年10月1日改正

7. 平成14年11月13日改正し、平成15年4月1日より実施する(不正資金流入防止に係る取扱い要領)。

8. 平成15年3月14日改正し、同年4月1日より実施する(第11条2、第14条)。

9. 平成15年5月12日改正し、同年6月6日より実施する(委託本証拠金の額等に係る措置)。

10. 平成15年9月8日改正し、同日より実施する（第12条3（1））。
11. 平成16年3月5日改正し、同年3月15日より実施する（第3条、第12条1、2）。
12. 平成16年6月11日改正し、同年6月15日より実施する（当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領）。
13. 平成16年11月9日改正し、同日より実施する（当社『パッケージ商品』の受託に係る取扱い要領5）。
14. 平成17年4月15日改正し、同年5月1日より実施する（改正商品取引所法施行に伴う改正）。
15. 平成17年10月28日改正し、同年10月31日より実施する
16. 平成18年9月11日改正
17. 平成19年3月29日改正
18. 平成20年4月15日改正

### 不正資金流入防止に係る取扱要領

当社は、金融機関及び公共団体等の公金出納取扱者及び、企業の経理・財務担当者の金銭等を取り扱っている委託者からの預託金については入金累計額が一定の基準を超えることとなった場合は、下記の措置を講ずるものとする。

#### 記

1. 当該委託者の取引に係る預託額が一定の基準を超えたときは、不正資金の流入を防止するための調査を開始するものとし、その基準等を以下のとおり定める。
  - ①委託者からの預託入金累計が3,000万円（有価証券は充用価格）を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
  - ②調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金的性格や出所を、当該委託者と直接面談して聴取することとする。
2. 不正資金の流入防止に係る調査業務を担う部署は、以下のとおり定める。
  - ①原則として、コンプライアンス部及び管理課が行うこととする。
  - ②調査に当たっては、営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を、全てコンプライアンス部に報告する等、調査に協力しなければならない。
  - ③尚、直接面談が困難又は迅速化のために必要な時は、外部機関（興信所等）等を利用して調査することとする。
3. コンプライアンス部及び管理課は、第1項①の当該委託者に対し資金内容の確認を行い、『自己資金であること、及びその資金の根拠』等を明記した本人自書の書面の提出を求め、且つ、自己資金であることの客観的資料の提出又は提示を求めるものとする。
4. コンプライアンス部及び管理課は、前記調査に係る関係書類等を取り纏め、速やかに統括責任者及び、総括責任者に報告したうえ、これを10年間保存する。
5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金は不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

以上

### 外務員の登録状況

期 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 未 登録外務員数
117名	名	36名	81名

### 委託者に関する事項

期 委託者数	新規委託者数	期 未 委託者数
1,682名	名	304名

「 苦情、紛争、訴訟に関する事項」の開示様式

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 18件	14件	0件	0件	2件	1件	1件
前年度から継続している案件の件数 30件	18件	0件	10件	0件	0件	2件
合計 48件	32件	0件	10件	2件	1件	3件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

- (注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件		0件	
前年度から継続している案件の件数 2件	1件		1件	
合計 2件	1件		1件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

### 3. 経理の状況

#### 貸借対照表(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
〔流動資産〕	[15,473,394]	〔流動負債〕	[10,405,607]
現金・預金	1,936,419	未払金	8,763
預託金	2,635,500	未払費用	98,638
トレーディング商品	1,406,565	未払法人税等	13,800
商品有価証券	1,406,565	信用取引負債	2,588,440
信用取引資産	3,320,109	信用取引借入金	2,318,415
信用取引貸付金	3,051,217	信用取引貸証券受入金	270,025
信用取引借証券担保金	268,892	預り金	1,823,387
短期差入保証金	5,567,259	受入保証金	336,053
前払費用	42,412	預り証拠金	5,443,966
未収収益	146,145	賞与引当金	68,250
未収入金	178,464	その他	24,307
その他	242,952	〔固定負債〕	[267,904]
貸倒引当金	△ 2,433	役員退職慰労引当金	248,250
〔固定資産〕	[2,657,835]	退職給付引当金	3,300
(有形固定資産)	(176,238)	その他	16,354
建物	99,488	〔特別法上の準備金〕	[142,551]
器具・備品	72,830	証券取引責任準備金	13,738
土地	3,920	金融先物取引責任準備金	1,679
(無形固定資産)	(179,742)	商品取引責任準備金	127,133
ソフトウェア	171,535	負債合計	10,816,063
電話加入権	8,207	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	(2,301,854)	〔株主資本〕	[7,327,587]
投資有価証券	478,251	(資本金)	(1,558,250)
関係会社株式	607,229	(資本剰余金)	(524,193)
出資金	32,500	資本準備金	453,625
長期差入保証金	685,783	その他資本剰余金	70,568
商品ファンド	252,273	(利益剰余金)	5,245,143
長期未収債権	1,645,568	利益準備金	260,000
長期前払費用	22,681	その他利益剰余金	4,985,143
前払年金費用	140,297	別途積立金	8,630,535
その他	25,866	繰越利益剰余金	△ 3,645,391
貸倒引当金	△ 1,588,599	〔評価・換算差額等〕	[△ 12,421]
資産合計	18,131,229	(その他有価証券評価差額金)	(△ 12,421)
		純資産合計	7,315,166
		負債・純資産合計	18,131,229

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		2,741,682
受入手数料	2,222,766	
トレーディング損益	379,261	
金融収益	139,654	
金融費用		54,012
純営業収益		2,687,669
販売費・一般管理費		3,192,874
営業損失		505,205
営業外収益		27,668
受取家賃	16,354	
貸倒引当金戻入益	3,163	
その他	8,149	
営業外費用		18,238
為替差損	2,666	
事務所移転費用等	3,446	
その他	12,125	
経常損失		495,775
特別利益		438,950
商品取引責任準備金戻入	415,262	
賞与引当金戻入益	23,687	
特別損失		2,259,834
金融取引責任準備金繰入	3,284	
商品取引責任準備金繰入	21,528	
固定資産処分損	15,771	
投資有価証券売却損	5,663	
投資有価証券評価損	142,946	
商品先物取引に係る損失	492,138	
貸倒引当金繰入	1,570,103	
その他	8,398	
税引前当期純損失		2,316,659
法人税、住民税及び事業税	6,736	
法人税等調整額	196,824	203,561
当期純損失		2,520,220

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日  
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
平成19年3月31日残高	1,558,250	453,625	70,568	524,193	260,000
事業年度中の変動額					
当期純損失					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—
平成20年3月31日残高	1,558,250	453,625	70,568	524,193	260,000

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金			株主資本 合 計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		その他有価証 券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高	8,630,535	△1,125,170	7,765,364	9,847,807	△26,056	9,821,751
事業年度中の変動額						
当期純損失		2,520,220	2,520,220	2,520,220		2,520,220
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					13,635	13,635
事業年度中の変動額合計		△2,520,220	△2,520,220	△2,520,220	13,635	△2,506,584
平成20年3月31日残高	8,630,535	△3,645,391	5,245,143	7,327,587	12,421	7,315,166

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券およびデリバティブの評価基準および評価方法

##### ① トレーディング商品に属する有価証券等

トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引については、時価法を採用しております。

##### ② トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物	3年～47年
器具・備品	2年～20年

##### (会計方針の変更)

当会計年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得する資産の減価償却費の計算方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

##### (追加情報)

当会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した会計年度の翌会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

##### (2) 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生年度に一時処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支給に備えるために役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。  
なお、役員退職慰労金支給規程は平成17年3月31日付をもって廃止しており、同日までの額から当事業年度末までに支給等により取崩された残額を計上しております。

4. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を利用しており、その会計処理は特例処理によっております。

6. 特別法上の準備金の計上基準

(1) 証券取引責任準備金

証券取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法附則第40条に基づく旧証券取引法第51条より算出した額を計上しております。

(2) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法附則第40条に基づく旧金融先物取引法第81条より算出した額を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引又はその受託に関して生じた事故に備えるため、商品取引所法第221条の規定により算出した額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務  
預り有価証券1,666,244千円を信用取引借入金2,318,415千円の担保として差し入れております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 303,062千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
関係会社に対する短期金銭債権  
該当事項はございません
4. その他
  - (1) 金融商品取引所及び商品取引所へ取引証拠金として預託している委託者資産
    - ① 金融商品取引所  
短期差入保証金 2,935,478千円
    - ② 商品取引所（日本商品清算機構）  
短期差入保証金 2,631,780千円
  - (2) 金融商品取引法第125条第1項の規定に基づき分別保管されている資産  
預託金 2,050,000千円
  - (3) 商品取引所法第210条の規定に基づき分離保管されている資産  
預託金 500,000千円
  - (4) 金融商品取引法第175条の規定に基づき積立てている資産  
預金 26,000千円
  - (5) 金融商品取引法第91条の規定に基づき区分保管されている資産  
預金 3,850千円
  - (6) 商品取引所法第211条の規定に基づき積立てている資産（商品取引責任準備金）  
預金 127,133千円

## III. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高  
営業取引以外の取引 9,734千円
2. 貸倒引当金繰入  
長期未収債権に計上されている株式会社エー・カンパニーに対する債権1,522,853千円及び付随する未収収益47,250千円の全額に貸倒引当金を設定しております。

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数  
普通株式 24,926,500株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数  
該当事項はありません
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当  
該当事項はありません
4. 当事業年度の末日において会社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 2,293,000株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	27,709	千円
共济剰余金	17,877	千円
減価償却費	2,668	千円
貸倒引当金	645,361	千円
ゴルフ会員権	9,980	千円
退職給付引当金	1,339	千円
役員退職慰労引当金	100,789	千円
繰越欠損金	2,047,527	千円
商品取引責任準備金	56,776	千円
証券取引責任準備金	5,577	千円
金融先物取引責任準備金	681	千円
一括償却資産	3,590	千円
繰延税金資産 小計	<u>2,919,879</u>	千円
評価性引当額	<u>△2,919,879</u>	千円
繰延税金資産 合計	—	千円

繰延税金負債 — 千円

繰延税金資産（負債）の純額 — 千円

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具・備品	5,229千円	2,265千円	2,963千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,048千円
1年超	1,972千円
合計	3,020千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,842千円
減価償却費相当額	2,729千円
支払利息相当額	72千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の計算方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リースに係る取引

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	2,693千円	8,754千円	11,448千円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

取引金額の重要性が低いため、記載を省略しております。

2. 関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関係内容 役員等事実上の兼任 の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	彌野村エステート・ファイナンス	東京都千代田区	100,000	金融業	—	—	債権譲受	1,522,853	—	—

上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引金額は、債権の額面額に市場金利を勘案し、経過利息相当分を上乗せして決定しております。

なお、当該取引は前期個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載しております債権の取得であります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	293円46銭
1株当たり当期純損失	101円10銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

## 財務比率

(平成20年3月31日現在)

諸 項 目		比 率
( a ) 純資産額規制率	[ 純資産額 (*1) / リスク額 (*1) × 100 ]	21,026.85%
( b ) 純資産額資本金比率	[ 純資産額 / 資本金 × 100 ]	477.43%
( c ) 自己資本資本金比率	[ 自己資本 / 資本金 × 100 ]	469.45%
( d ) 自己資本比率	[ 自己資本 / 総資本 × 100 ]	40.35%
( e ) 修正自己資本比率	[ 自己資本 / 総資産額 (*2) × 100 ]	49.49%
( f ) 負債比率	[ 負債合計額 / 純資産額 (*3) × 100 ]	145.39%
( g ) 流動比率	[ 流動資産額 / 流動負債額 × 100 ]	148.70%